

石見内田家文書について

國 守 進

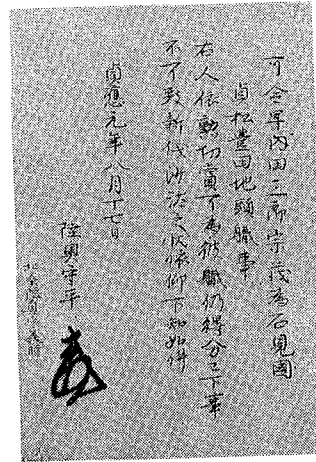
山陰地方、ことに石見・長門阿武地方における中世領主制の展開過程が、国衙領を基盤とした益田氏を中心として構成されることは、同家什書の存在からして当然のことと思われる、これについてはすでにくつかの成果がみられる。そのことはまた、在地領主にかかわる史料が比較的少ないということを物語るものでもある。

こゝに紹介する内田家文書は、そうした在地領主層の動向に関する史料の欠を補うに足るものと考えられるので、その全部を紹介することにした。

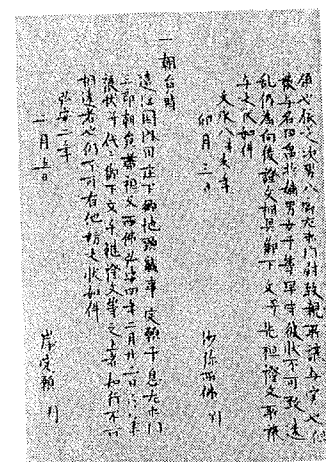
内田家文書は『永田秘録』巻六十四「工藤号内田後称

益田」と題する一冊のなかに収められている。『永田秘録』は、萩藩閲録の編者永田瀬兵衛政純が写した、全百六十二巻に及ぶ記録で、右田毛利家文書（山口県文書館蔵）に入っている。

同秘録巻六十四所収史料の総点数は九十点、写しの程度は比較的良好である。一方、毛利家文庫（諸家）には『益田邦衛系譜』があって、これには八八点の中世文書が収められているが、これはすべて秘録巻六十四所収のものと同重復し、字句に若干の相違がある程度で、同系統に属するものである。このほか、同秘録巻六十三の一部



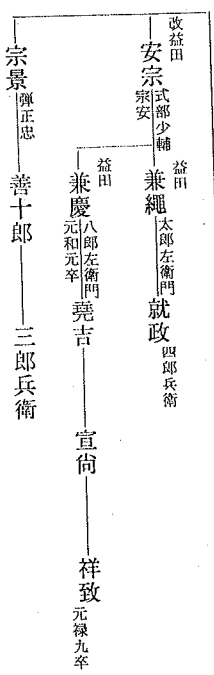
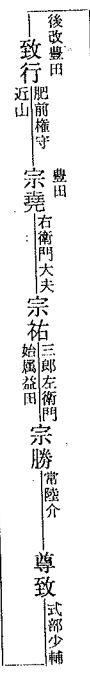
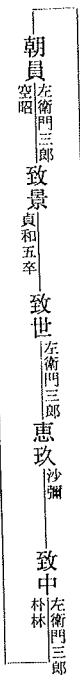
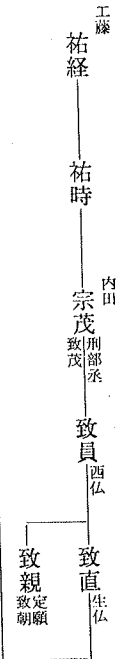
永田秘録 卷64



永田秘録 卷63

に「工藤系或内田伊豆国」が収められており、これに九点の文書がみられる。これは戦国期、豊田(内田)安宗の弟宗景家に伝えられたものであって、九点中四点(後

掲文書中、(10)・(36)・(91)・(92)は他の二本にみられないものである。以下、文書の紹介をかねて内田氏の概要をみたい。
内田氏の出自は南家藤原氏の工藤祐経に始まり、遠江国城飼郡内田庄(掛川市・菊川町の一部)を領したことから「内田」を称するに至った。すでに源平盛衰記に内田三郎家吉、吾妻鏡承久三年条に内田四郎などがみえ、御家人として戦ったことがみえる。その後、内田氏の庶流は、たとえば肥後の相良流内田氏、豊後国岡田帳にみえる内田工藤致清・致時のごとく、西遷するものがあつたが、こゝに紹介する石見の内田氏も比較的長く遠江国に所領を維持しながら石見に遷った、いわば「山陰における西遷武士」ともいうべきものであつた。
内田氏が遠江国内田庄を本拠としたことは最初にふれたが、当内田氏の祖宗茂(致茂)は、内田庄下郷の地頭職を領していた。その後承久の変における功によって貞應元年、石見国長野庄内豊田郷・周布郷内貞松の地頭職を宛行われたが、これが内田氏西遷の契機となるのであ



る。
嘉禎二年、宗茂は致員に家督を譲り、庶子致重・致義(於譽丸カ)にも内田庄・貞松・豊田郷内の所領を分割譲与した。この時、致義は豊田郷のうち侯賀・横田等を領して侯賀を称し、のち内田氏の被官化すると思われ

弘長二年、石見吉賀郡野々郷地頭代時次の申状によると、致員が越境して狼藉を働き、五度の召文にも應ぜず、論所外の築を壊し、山野を押領する等を行なっていることから考えて、この頃すでに内田致員は石見において領主的活動を開始していたとみる事ができよう。しかし一方の遠江国内田庄下郷においても、同庄が園城寺領であったことから、同寺雑掌忠秀と内田致親代忠能との間に年貢・加徴米をめぐる紛争が起こり、双方間に下地中分を行なっていること、あるいは建武期における内田氏の軍事活動が駿河・遠江国を中心とすることなどから考え、なお内田庄が本拠としての比重を始めていたと思われる。ところが、致景(孫八郎)・致世(左衛門三郎)の頃になると、長野庄内の豊田城を拠点に、石見国内における活動が中心となってくる。この間、致世は足利直冬に属して石見・安芸・長門に転戦し、従来の所領安堵のほか、安芸国小原郷三分一地頭職・阿武郡地福郷北方地頭職・同郡木与村、さらに長門国神田別府内の饗

庭太郎左衛門入道・宇野弥五郎入道跡などを得ている。

内田家文書のなかで最も大きい比重を占めるのがこの内乱期のもので、内田氏の軍忠に関するものが多い。また、足利直冬の厚東武直誅伐催促状などは、長門厚東氏に関する新史料として注目されよう。

一方、内田庄下郷地頭職については、正平十四年、直冬が安堵を約したのを最後として、以後の同地頭職の行方は明らかでない。石見・長門における所領の拡大から考えて、内田氏の完全な石見国御家人化は内乱後半期のことではあるまいか。この頃、致行がその本領豊田郷にちなんで豊田氏を称するに至ったのも示唆的である。

室町・戦国期の史料は少なく、この期の内田氏の動向を詳かにするには十分でないが、大内・益田氏との関係、なかんずく、益田氏との結びつきを早く認めることができる。たとえば、すでに内乱末期において、内田氏は益田兼見(祥兼、明德二没)から阿武郡小河郷内領家方光宣名・安宗名・末正名を与えられており、この時の当主は明らかでないが、系図に、宗祐の時始めて益田に属し

たとあるよりかなり早い時期に益田氏の被官化していた可能性がある。

戦国期になると内田氏は益田氏との結びつきを強めていく。内田宗勝は益田兼順女を妻とし、その子尊致も神護院主徳祐女を迎えたが徳祐は益田貞兼の子である。

尊致の子安宗(宗安)も益田藤兼女を娶り、以後益田を称して、主益田家臣中の重鎮となった。

関ヶ原以後、益田元祥が須佐に移ると内田氏もこれに随い、内田兼慶は須佐で慶長六年に百石、同十八年に二百石、寛永熊野検地時に百六十石の知行を得た。勿論、その身分は陪臣である。幕末の須佐益田家分限帳(県史編纂所史料・山口県文書館蔵)にも益田邦衛(内田氏当主)が百六十石とあるから、これが益田氏家老としての内田氏の近世を通じての知行高であったと思われる。

なお、先掲『益田邦衛系譜』には、慶安以後明治二年に至る同家譜録・文書が収められており、このなかには、藩老益田家の領政に関して参考とすべき内容を含むことを付け加えておく。

以下紹介の史料は、秘録巻六十四を定本とし、これに含まれない四点の文書については、秘録巻六十三によつ

た。後者および『益田邦衛系譜』は写しの程度が余り良くないため、字句の厳密な校訂はさして意味がないと考えられるので、必要な場合のみ他の二本によって(一)で補注することとし、筆者の補注および永田政純の人名注記とともに(二)で示した。また定本に永田政純が訂正の意味で書き添えたものうち明らかかなものは本文に入れきり、その他は括弧を省き、そのまま記すことにした。文書の配列は原則として定本に従ったが、若干の文書は年代を比定して動かしたものもある。

(2) 石見國貞松・豊田地頭職者、内田三郎宗茂自關東所

給預也、早任御下文之狀可令施行之狀如件

貞應元年九月十日

(北条泰時)
武藏守判
(北条時房)
相摸守判

(3) 讓与

嫡男藤原致員

右遠江國內田御庄下郷地頭職并名田島(九)四至坪付界

者 見本券文

右件地頭名田島者、刑部承致茂之代々相傳之所職也、然而嫡男致員所處分渡實也、但於名田島者二男三男別讓畢、守護不可有妨、仍爲向後證文注讓文狀如件

嘉禎二年丙申六月 日 刑部承致茂判

(1) 可令早内田三郎宗茂爲石見國貞松・豊田地頭職事

右人依勲功賞可爲彼職、仍得分已下事、不可致新儀沙

汰之狀、依仰下知如件

貞應元年八月十七日

(北条義時)
陸奥守平判

(4) 可令早任已父刑部承致茂讓狀致員領知遠江國內田庄

下郷地頭職并名田島(四)至坪付界

見本證文

右件地頭職名田島等、任今年六月日讓狀可令領知也、但此内名田島等分讓二男三男畢、不可成其妨之狀如件

嘉禎二年十二月一日 (北条時房) 修理權大夫平朝臣判

(5) 將軍家政所下 藤原致員

可令早領知石見國貞松・豐田 (除舍弟致重地頭職。於齋丸分外地頭職。)

右人任父致茂今年六月日讓狀、可令領知之狀所仰如件、以下

嘉禎二年十二月十五日

案主左近將監平 (知家内舍人) 相摸守判

令左衛門少尉藤原判

(北条時房) 別當修理權大夫兼相摸守平朝臣判

(北条時房) 武藏守平朝臣判

(6) 石見國吉賀

平兵衛尉

押領

致狼藉由 (北条時房) 訴狀遣之 (北条時房) 狀畢、可弁申之 (北条時房)

執達如件

文應元年 月晦日

(北条長時) 判 (北条政村) 判

内田三郎殿 (教員)

(7) 石見國吉賀郡野郷地頭代左兵衛尉時次申、爲遠江國御家人内田三郎致員、越往古境令致狼藉由事、重訴狀遣之、如狀者不應五ヶ度召文之間、可被召進之由依被仰下、雖被催促、猶以不叙用、剩論所之外令打築之處、切壞之上押領山野云々、事實者太以自由也、所詮早差日限、可被召進致員之狀、依仰執達如件

弘長二年三月十二日

(北条長時) 武藏守判 (北条政村) 相摸守判

(8) 讓与

嫡男新三郎左衛門入道生佛

石見國長野庄内豐田郷中豐田道邊一原下角篠原大嶽、并同國貞松名地頭職事 (但、堀内在家三字一原上壇田畠者讓与次男八郎左衛門親畢)

右件地頭職者、沙彌西佛重代相傳之勲功之地也、而間嫡男新三郎左衛門尉入道生佛所讓与也、大番以下關東御公事、隨地面無懈怠勤仕之可令進退領掌也、仍爲向後證文相具御下文并先祖讓狀、所讓与如件

文永八年辛卯月三日

(教員) 沙彌西佛判

(9) 讓与 遠江國內田庄下郷地頭職并名田畠事

四至堺坪付者見本券文

右件地頭職并名田畠者、沙彌西佛之代、相傳之所領也、依之次男八郎左衛門尉致親仁所讓与實也、但讓与名田畠於嫡男女子等畢、守彼狀不可致違亂、仍爲向後證文相具御下文并先祖證文、所讓与之狀如件

文永八年辛卯月三日

沙彌西佛判

(10) 遠江國內田庄下郷地頭職事、定願子息左衛門三郎朝員

帶祖父西佛弘安四年二月廿二日自筆讓狀并代、御下文手繼證文等之上者、知行不可相違者也、仍不可有他妨之狀如件

弘安二年二月五日

岸定願判

(11) 可令早左衛門尉致直法師 (法名) 生佛領知石見國長野庄内豐田郷 (舍弟女子等并貞松名地頭職事)

石見内田家文書について (圍守)

右任已父内田刑部三郎致員文永八年四月三日讓狀、可令領掌之狀、依仰下知如件

弘安八年五月廿三日

(北条貞時) 相摸守平朝臣判 (北条美時) 陸奥守平朝臣判

(12) 可令早内田左衛門尉致朝法師 (法名) 定願領知遠江國那賀庄

下郷下司職事

右爲彼職、如元可致沙汰之狀、依仰下知如件

弘安十年十二月十八日

(北条宣時) 前武藏守平朝臣判 (北条貞時) 相摸守平朝臣判

(13) 讓与

石見國貞松名并同國長野庄内豐田郷惣領地頭職事

藤原朝員

右地頭職等者、生佛重代相傳勲功之地也、而朝員帶祖父西佛弘安五年十月廿八日讓狀間、爲養子限永代、相副代、御下文次第證文等讓渡于朝員畢、聊以不可有他妨、仍爲向後龜鏡注讓狀以解

正應四年辛卯^(上)一月十日

沙彌生佛判^(致此)

(14) 遠江國內田庄雜掌申加徵米事

越訴狀可付早可弁申之狀、依仰執達如件

永仁三年八月廿一日

武藏守判^(北条時村)

内田八郎左衛門入道殿^(致親)

(15) 下知可蒙御成敗之旨訴之、成佛亦貞應御下知者平民百姓事也、寛元御下知者對不知案内、忠元掠給之上、他人相論御下知也、如傍例者難稱不易歟、種田大輔房有秀所給御下知分明也、其上寛元還補之時、平尾村地頭之由被載御下文畢、加徵者地頭得分之條兩方勿論何可弁他人哉云々、就之去二月四日被裁許成佛畢、而朝員捧覆勘狀之間重有其沙汰之處、有秀所給御下知者不足准據、寛元御成敗者對給主忠元被成下畢、不易之條無異儀之間、不及改沙汰、然則於正應五年以後加徵者可令糺返定願之狀、依仰下知如件

先此紙破文字減

正和三年十二月廿七日

相摸守平朝臣判^(北条時時)

(17) 讓与

遠江國內田庄下郷金太郎名并石見國豐田郷横田上村屋敷田畠等事

右件田畠等者、法蓮先祖相傳所領也、仍男女子息等四人に四至界をさして面々に所讓与實正也、而法蓮没後にいたつてハ嫡子女子の儀をいはず、四人の子等各別の地頭として面々の讓状に任て子孫にいたるまで

徳治二年六月四日

沙彌判^(北条時村)

知行すへし、若此狀を背て違亂妨をなさんものにをきてハ、讓狀を書といへとも、不孝のものとして其跡を不可知行、其分にをきてハのこる仁の沙汰として可令分領之者也、仍爲停止向後違亂妨、誠狀如件

正和五年^丙十一月廿六日

尼法蓮判

之旨論之者早原六郎入道相共莅彼所尋究、兩方之眞偽載起請之詞可被注申、使節令緩急者可有其咎也、仍執達如件

嘉曆二年十月廿八日

貞直判

内田孫八郎殿^(致親)

(18) 讓渡

子息藤原致景

遠江國內田下郷地頭職事

右地頭職者、空昭重代相傳之私領也、然間相副代々御下文以下手繼證文等、限永代所讓与于八郎致景者也、聊而不可有他妨、仍爲向後龜鏡讓狀如件

文保三年正月廿六日

沙彌空昭判^(朝野)

(19) 山内孫太郎入道光与同刑部阿梨道俊相論遠江國飯田庄下郷内打越田六段并飯田里楠本里茅原里坪ミ田八段一杖事、如道光申者、彼田地者爲惣郷内令管領之處、道俊押領之由訴之、道俊亦爲南谷屋敷付田内知行

(21) 讓与

嫡男孫八郎致景

石見國長野庄内豐田郷惣領分中豐田已下村ミ小俣賀田并貞松名地頭職事

右當郷者重代相傳勲功之地也、隨而惣領職者空昭相傳之知行無相違者也、然間相副關東御下文并代、手繼已下證文等讓与嫡男孫八郎致景畢、於關東御公事者云男女子分云惣領分任云田之面可勤仕者也、仍爲後代龜鏡讓狀如件

元德三年辛未 四月四日

沙彌空昭判

城御共仕、一城戸役□勤仕上者、宛賜御判、爲備向後龜鏡、恐、言上如件

建武三年十月 日

承了判

(22)石見國豐田郷□□地頭代(高岡丸)□□郷角村地頭

押領大嶽村□□重申狀如此、兩度下召文□□以前可參決之旨相觸候、可被進起請文也、仍執達如件

元德三年六月十日

(北条時益)
左近將監判
(北条仲時)
越後守判

高津兵衛二郎入とのへ

福屋孫太郎とのへ

先是紙破不見
(24)澗河原河合戰致軍忠畢、其後駿州馳越屬細川八郎殿御

手數十箇日役所令警固之處、目代右京亮殿下園之間、則屬于彼手、横地城并丸崎氣多城令籠畢、今又參當御

手橋下比、役所符中惣社上役所警固仕者也、仍爲下給御證判、恐、言上如件

建武三年十一月 日

承了判

(25) 遠江國御家人内田下郷孫八郎致景申軍忠事

右軍忠、當年建武七月十三日、營國於井伊御嵩□□

御共仕、責寄壁際依致散、軍忠、致景妻手二中□□

向陽明被射通候訖、此条御見知之上、次藍原六郎并御合戰奉行富永孫四郎左衛門尉、同以見知候訖、如此忠

先是紙破不見
(23) 固阿軍忠事

右去自九月十六日令馳參御方、屬横地勝由手付着到致軍忠訖、而今奉屬大將御手□□并横地・丸崎氣多

節異于他之上者、且預御注進浴恩賞、且下、證判、爲備武勇龜鏡、恐、言上如件

建武四年七月 日

承了判

狀具書如此可被催置、土屋平三下先度被仰遣候處、無音云、太不可然、不日可參決之旨相觸之可被申左右使節、猶遲引候ハ、可有其咎之狀、依仰執達如件

曆應四年十一月廿四日

大和權守判

吉見七郎殿

(26) 遠江國御家人内田孫八郎致景申

右正月九日奉屬于御手、籠代官内田六郎入道西妙於二俣城訖、然早給御證判、爲備向後龜鏡、恐、言上如件

建武五年正月 日

承了判

(29) 石見國豐田郷地頭内田孫八郎致景申軍忠事

右去康永元年十二月十九日大將軍木束・永安御申入之時最前令御共致景相軍忠訖、依之周布・福屋・高津・井村以下凶徒等令降參畢、同廿九日被詰小石見城致散、合戰同二年正月五日夜被追落凶徒等畢、如此抽軍忠段、松田左近將監令見知之候、爲預御證判、恐、言上如件

康永二年二月 日

(上野頼兼)
承了判

(27)内田孫八郎致景代行直申石見國長野庄内豐田郷地頭職事、申狀副具書如此、子細見狀、不日企參上可被明申之狀、依仰執達如件

曆應四年五月十九日

土屋平三殿

大和權守判

(30) 石見國豐田郷地頭内田孫八郎致景申軍忠事

右去三日御共仕、押寄都野城凶徒都野孫三郎迄于今月

十八日取卷當城致連々合戰畢、如此數ヶ月之間抽忠節之上者、給御一見狀、爲備後證、恐々言上如件

康永二年三月 日

(上野類兼)
承了判

(31) 石見國豐田郷地頭内田孫八郎致景代子息左衛門三郎致世申軍忠事

右去月卅日、押寄木東城西山手、抽御方之勢致散々合戰畢、此段守護御代官松田五郎左衛門尉宗重令見知之上者賜御判、爲備後證言上如件

貞和二年八月 日

(上野類兼)
承了判

(31) 石見國豐田郷地頭内田孫八郎致景申軍忠事

右去七月十日御供仕、押寄三隅城取向陣、迄于今月三日致連々合戰畢、如此數ヶ月之間抽忠節之上者、下給御判爲備軍記、恐々言上如件

康永二年十一月 日

(上野類兼)
承了判

(34) 内田孫八郎致景軍忠事、若兜郎從等或討死或被疵、如此抽戰功子細雖捧前々巨細注進狀(起請之詞、未預恩賞之載之)由歎申候、尤爲成武略之勇可被經嚴密御沙汰候哉、以此旨可有御披露候、恐惶謹言

貞和三年八月十八日

左馬助頼兼判

進上 御奉行所

(32) 内田孫八致景申豐田郷内道野邊村并貞松名等地頭職事

相尋之處、非内田工藤三郎致員跡之由、依被開閉食、如元所避渡下地於致景之狀如件

貞和元年十二月十三日

(上野類兼)
左馬助判

(35) 内田孫八郎致景申富國遠州内田庄下郷内一分地頭職事

申狀如此候、軍忠仁候之際執申候、被成下安堵候者、

貞和四年卯月 日

(上野類兼)
承了判

向後彌成勇候支、若此条僞申候者、八幡大菩薩御罰於可罷蒙候、以此旨可有御披露候、恐惶謹言

五月七日

(仁志)
右馬權助源義長(裏二判)

進上 武藏守殿

(38) 石見國豐田郷地頭左衛門三郎致世申軍忠事

右今月九日令發向三隅城於大手土橋切所懸先陣、致散々合戰、凶徒等三隅城追籠了、如此抽軍忠、松田左近將監令見知之上者、爲預御證判、言上如件

貞和四年四月 日

(上野類兼)
承了判

(36) 石見國豐田郷地頭内田三郎致世申軍忠事

右今月一日、爲發向三隅城岡見切所追破抽軍忠之刻、郎從与一(左乳上)被疵 仍榮山取陣所罷、同二日凶徒等打出候間、馳向山田切所、掛先致度々合戰、郎從藤三郎支清右腰内(カイナ)被疵、如此抽軍忠段、松田左近將監令見知上者、爲可預御證判、言上如件

貞和四年四月 日

(39) 於石州三隅城合戰之時、致軍忠郎從等被疵条神妙、向後彌可抽戰功之狀如件

貞和四年五月二日

(上野類兼)
左馬助判

(37) 石見國豐田郷地頭内田左衛門三郎致世申軍忠事

右今月一日三隅發向之時、岡見合戰、中間与三隅射疵同二日山田合戰、中間藤三郎(左ウテ)射疵、同九日懸先土橋切所追破三隅城麓燒拂候事、如此度々合戰致軍忠段、松田左近將監被見知之上者、爲御判賜言上如件

(40) 石見國豐田郷地頭内田三郎致世申軍忠事

右今月廿七日令發向、三隅城大手道祖(口)懸先陣、致散々合戰、凶徒等三隅城追籠畢、如此抽軍忠之段、上野

四郎殿御見知之上者預御證判、爲備後證言上如件

貞和四年八月 日

(上野頼基)
承了判

(41)石見國津毛城合戰等事、尤以神妙、彌可抽軍忠狀如件

貞和五年六月廿三日

(足利直冬)
判

内田孫八郎殿

(42) 遠江國內田庄内下郷惣領職事

致景重代相傳かいほつちたるに、ちやくし左衛門三郎致世に代み手繼證文をあひそゑてゆつりわたす

ところ也、くわんとう御くうしかによしそしをあひもよおして、先例にまかせてきんしすへき物たるにて、きやうこうきけいのためゆつりわたす狀如件

貞和五年つちのとの 七月十九日 藤原致景判

せうきうくんこうのちたるに、致景のちやくし左衛門三郎致世に代み手繼證文をあひそゑてゆつりわた

すところ也、くわんとう御くうしかによしそしをあひもよおして、先例にまかせてきんしすへき物たるにて、きやうこうきけいのためゆつりわたす狀如件

貞和五年つちのとの 七月十九日 藤原致景判

貞和五年つちのとの 七月十九日 藤原致景判

(44)厚東周防權守令同心合力致忠節者、於長野庄内知行之地者不可有相違之狀如件

貞和五年十月一日

(足利直冬)
判

内田左衛門三郎殿

(45)於國致忠節之条尤以神妙、向後彌可抽忠之狀如件

貞和六年七月一日

(足利直冬)
判

内田左衛門三郎殿

(43) 石見國長野庄豊田郷道野邊地頭職并村みすうのさたまつみやう

貞和六年七月五日

(足利直冬)
判

(46)於國致軍忠之条、殊以神妙、彌可抽戰功之狀如件

貞和六年七月五日

(足利直冬)
判

内田三郎殿

觀應二年十二月三日

(足利直冬)
判

内田左衛門三郎殿

(47)於國致忠節之条尤以神妙、彌可抽戰功狀如件

貞和六年十一月十九日

(足利直冬)
判

内田左衛門三郎殿

(51)參御方致忠節者可有恩賞之狀、依仰執達如件

觀應三年二月十三日

讚岐守判

内田左衛門三郎殿

(48)對師泰致合戰之上、馳參鎮西之条尤神妙也、彌可抽戰功之狀如件

貞和七年二月廿五日

(足利直冬)
判

内田左衛門三郎殿

(52)雖未入見參候、以手次申候、 共、抑世上間事、國之屬靜謐候由風聞候、如何様被聞食候哉承度候、他事御同心申承候者尤本望候、さ様被思召候者此御返事委細可承候、恐々謹言

二月十七日

讚岐守 直判

謹上 内田三郎殿

(49)爲石見國凶徒退治所差遣吉見助四郎頼平、早速馳向可抽忠節之狀如件

觀應二年八月十五日

(足利直冬)
判

内田左衛門三郎殿

(53)於國致忠節之条尤神妙也、彌可抽軍功之狀如件

觀應三年四月十五日

(足利直冬)
判

内田左衛門三郎殿

(50)厚東駿河太郎武直以下凶徒誅伐事、急速令發向可抽軍忠之狀如件

(54)厚東駿河太郎以下凶徒誅伐事、度々被仰候處、于今不

發向云々、何様事候哉、不日馳向可致軍忠之狀如件

觀應三年六月廿日

(足利重冬)判

内田左衛門三郎殿

(58)於石見豐田城、致忠節条尤神妙、彌可抽軍功之狀如件

正平八年六月廿五日

(足利重冬)判

内田左衛門三郎殿

(55)參御方之由聞食畢、尤神妙、於本領者不可有子細者、

常陸親王令旨如此、悉之以狀

正平七年二月十七日

右兵衛佐判

内田三郎五郎殿

(59)内田左衛門三郎致世申石見國貞松村事、先度被仰之處、

内六郎太郎兼成就友申不遂行云々、仍可參決之旨度、

雖仰之、兼成所令違背召符也、然早任安堵御教書之

旨、周布左近將監相共沙汰付下地於致世代、可被執進

請取之狀依仰執達如件

正平八年十二月廿七日

左近將監判

三隅石見前司入道殿

(56)參御方之由被聞食候、尤神妙、於本領者不可有子細者、常陸親王令旨如此、悉之以狀

正平七年二月廿七日

右兵衛佐判

内田左衛門三郎殿

(60)於石見國致忠節之条尤以神妙、彌可抽軍功之狀如件

正平九年正月廿日

(足利重冬)判

内田工藤左衛門三郎殿

(57)内田左衛門三郎致世代三和彦次郎、西黒谷城致忠節之由候、尤神妙、其旨注進可申候□依仰執達如件

文和二年二月卅日

□直判

内田左衛門三郎殿

(61)石見國豐田郷地頭内田三郎致世申恩賞事、自最前至于今軍忠仁候、先度雖下賜、拔群之恩賞悉相違候間歎申

上候、急速被經御沙汰候者畏存候、若此条偽申候者、

八幡大菩薩能御罰於可罷蒙候、以此旨可有御披露候

哉、信性恐惶謹言

正平九年五月廿日

(三隅兼進)沙彌信性(裏二判)

進上 御奉行所

(65)爲凶徒退治、既所令着長門豐田郡也、急可馳參之狀如件

三月六日

(足利重冬)判

内田左衛門三郎殿

(62)爲石見國凶徒退治罷着三隅候、近日可發向譽田候、被

致用意可被致軍功之、恐々謹言

九月十八日

左近將監□宗判

謹上 内田三郎殿

(66)最前馳參藝州、致忠節間神妙之處、俄歸國之条何様次第乎、急速重令度可抽戰功之狀如件

正平十一年四月廿九日

(足利重冬)判

内田左衛門三郎

(63)今月五日所下着藝州也、早速馳參可抽戰功之狀如件

正平十一年二月六日

(足利重冬)判

内田三郎殿

(67)於石州湯泉城、致忠節之条尤神妙、彌可抽戰功之狀如件

正平十一年十月六日

修理權大夫判

内田左衛門三郎殿

(64)於石見國致忠節云々、尤神妙也、彌可抽戰功之狀如件

正平十一年三月四日

(足利重冬)判

内田三郎殿

(68)肥前權守所望事、可令申公家之狀如件

正平十四年三月廿七日

(足利重冬)判

内田三郎左衛門尉殿

(69) 遠江國內田庄下郷地頭職事、不可有相違文書出帶之時、重可被成安堵之狀如件

正平十四年五月三日

(足利直冬)判

内田肥前權守殿

(73) 被參御方之上者、可致忠節之狀如件
貞治三年八月十三日
直信判

(70) 石州高津合戰致忠節之条尤以神妙、彌可抽戰功之狀如件

正平十六年十一月廿五日

(足利直冬)判

内田肥前守殿

(74) 參御方上者、本領當知行之地不可有相違之狀如件
貞治四年正月廿六日
彈正少弼判

(71) 進發事、先度被仰畢、可爲來十九日急速可馳參、且以直義所被仰之狀如件

正平十七年正月十日

(足利直冬)判

内田肥前守殿

(76) 嘗知行地事、不可有相違之狀如件

康暦元年七月廿六日

散位判

(72) 爲凶徒退治、馳參備後由木宮内陣迄候、符中并矢野於所之致忠節之条尤神妙、彌可勵忠功之狀如件

正平十七年十二月十七日

(足利直冬)判

内田肥前守代

(77) 長門國阿武郡地福郷北方地頭職事、爲料所之宛行也、任先例可有知行之狀如件

康暦二年十月十三日

(大内) 滿弘判

内田肥前入道殿

(81) 阿武郡小河郷内領家方光宣名・安宗名・末正名等事進候任先例可有御知行候、恐之謹言

十一月三日

(益世) 祥兼判

内田肥前五郎殿

(78) 長門國阿武郡木与村事、爲料所所宛行也、任先例可有知行之狀如件

康暦二年十月廿六日

滿弘判

内田肥前三郎殿

(82) 石見國豊田郷菅谷中谷并同國貞松名事、任本知行之旨、領掌不可有相違之狀如件

應永八年十一月七日

(山名氏判) 左京亮判

豊田肥前入道殿

(79) 石見國長野庄河上豊田帶刀左衛門尉跡事、所奉預也、任先例可有知行之狀如件

至德二年八月九日

滿弘判

内田肥前入道殿

(83) 依無指事之舊不申承候、非本意候、抑當國事、候之間、面之可憑申候、御同心候者悅存候、其間事以大炊助被申候、無相違候、悅入候、恐之謹言

五月廿八日

(大内) 義弘判

豊田入道殿

(80) 長門國神田別符内饗庭太郎左衛門入道并宇野彌五郎入道跡等、石見國豊田郷内菅谷中谷事、所預置也、守先例可有知行之狀如件

至德三年四月八日

(大内) 義弘判

内田肥前入道殿

(84) 石見國豊田郷地頭職并貞松等事、貞應年中以來知行無相違云々、然者任支證之旨、可被領掌之狀如件

應永十五年八月廿八日

沙彌判

豊田右馬助入道殿

(85) 就知行分事、千足井与次郎方江貳百足祝着候、恐々謹

言

享徳貳

十二月廿一日

(山名) 常勝判

豊田地頭唐壽殿

意被調進候様ニ被申達、如此御意御祝着之通、益田殿
よりも同□よりも御狀被相副候て可然候、京都趣委細
御僧可被申候、恐々謹言

六月十一日

□空判

益田助三郎殿 進之候

(87) 河野伊豫守通春退治事、早任被申請之旨、合力細川右

京大夫代可被致忠節之由所被仰下也、仍執達如件

寛正六年六月廿五日

(山名) 尾張守判

豊田殿

(86) 尚々請狀文言不足候者定御よくなりあるへく候、さ

様候ては京田舎と可有御逗留候間、文言嚴密ニ豊田

入道方以判形可被認進候、只今は内儀候様ニ申候

間、態一人申候事定候而以加判可申候、爲心得申候

爲益田殿御名代、江州參洛之時御狀之御返事申候し、

定參着候哉、仍豊田地頭方事重々執御申候、自益田殿

も同御申候通取合披露候處、被仰之様は先今一所務

事、慥なる上使ニ被仰付有御覽度候へ共、面々被執申

候与云、第一女中様より御申候之間、所詮如先規可致

公役候、取分於向後別而自然之儀可爲忠節候由、請狀

被認進申候は、彼在所可被返付之由目出候、急々如御

(88) 大内新介政弘治罰事、不日令發向可被致忠節之由所被

仰下也、仍執達如件

寛正六年十月廿六日

尾張守判

豊田殿

(89) 石見國之儀、(山名) 政清於于今御方ニ不參候上者、守護職

事、是豊三可令申沙汰候、隨彼下知可被致忠節、若難

澁之輩者一段可被處罪科候、此等之趣各可被存知候

也、恐々謹言

應仁貳

十月二日

(新田) 勝元判

豊田殿

(92) 從學致彈正殿以領分田一町・屋敷ニツ取進候、其辻無

相違宮壽殿へ進之候、恐々謹言

永祿十二年 二月廿二日

(五郎) 宗安判

(宗忠) 彈正忠殿 參

(90) 川縁之事、任前々筋目無相違可有知行者也、仍爲後鏡

之狀如件

天文廿三年

六月三日

(益田藤忠) 右衛門佐判

豊田式部少輔殿 進之候

(93) 去月七日宇留津被切崩候節、同名理兵衛被被疵之条、

神妙之通能々可被申聞候、恐々謹言

天正十四 十二月廿五日

(益田) 元祥判

(安忠) 豊田式部少輔殿

(91) 其後は無異事候哉承度候、珍儀候者可示給候、六郎殿

・善十郎殿供にて長々御辛勞御馳走祝着候、仍要害内

用心事無油斷工夫申候、爰許隙も近々ニ可明候間、早

々令歸國、以面可申候、恐々謹言

九月十八日

(益田) 藤兼判

豊田殿 進之候

猶々五郎殿へも御狀可申候へ共、期顔□先以同前申

候以上

(94) 去月七日宇留津城被切崩候節、被官股賀短介令討死之

段不便不及是非、併於忠儀者不淺之通對子孫能々可被

申与候、恐々謹言

天正十四 十二月廿五日

元祥判

豊田式部少輔殿